

議会だより

■騒動の謝罪としての給与減額は否決	2～3
■石田町長所信表明	4
■一般質問のその後	5
■一般質問（瀧口幸男議員）	6～7
・親に代わる子育て支援は	
■一般質問（渡邊眞弓議員）	8～9
・大規模災害に備え富士北麓地域との連携は	
■調査特別委員会報告	10～11
・問題発言を撤回要請・道義的責任は当然	
■みんなの声	12
■地域で活躍する団体を訪ねて（大正琴部）	13
■西桂フォトギャラリー	14



保育所 プール遊び

給与減額は否決

6月定例会

6月定例会は平成24年6月8日に招集され、同日に本会議、この後会期中に各常任委員会審査会、本会議が開催され、8日間の会期をもって、15日に閉会した。町執行部より条例改正5件、補正予算2件、承認5件、計12件が提案され、西桂町長の給与の減額に関する条例の一部改正についてを除く11件については、いずれも原案のとおり可決・承認された。

平成24年6月15日

総務常任委員長報告

西桂町長の給与の減額に関する条例の一部改正について

（委員会審査結果）
条例改正については原案否決すべきものと決定した。

（町長提案理由）
警察の公職選挙法嫌疑に関する事情聴取では、「当該選挙に関しないもので、かつ、通常一般の社交の程度を超えないもの」の行為ということでした。警察の事情聴取が昨年9月20日で終了し、その後8ヶ月余りが経過し、何の連絡もなく、私に対する警察の嫌疑は晴れているものと判断している。しかし、町民の方々に

は、大変お騒がせしたことに對する謝罪として町長給与の減額について、去る5月8日に西桂町特別職等の報酬等審議会に諮問し、本年7月1日から平成24年11月30日までの間、町長の給料を減額することが答申されたことを受け、約20%、月額10万4千円の減額を定めた条例の制定をする。

（主な委員質疑）
意見 この件は先の調査特別委員会で既に委員会意見として否決の集約ができています。

国民健康保険税条例の一部改正について

問 税率アップについて
広く町民の皆様に理解を

頂く周知を願う。また、国保の広域化の問題についても県の情報を町民に周知して頂きたい。

（税務住民課長

広報で周知を図る。

また、国保の広域化については、国保新聞やインターネットなど情報を収集し、県から話があり次第早期に報告する。

平成24年度
一般会計補正予算

（町長提案理由）

歳出では、農林水産業費において、農業団体育成経費、また、教育費では、小・中学校費において、理科教育整備関係経費をそれぞれ追加した。歳入は、国庫補助金に

のとしての謝罪の騒動

ついて、理科教育整備費補助金を、県補助金については、水田農業改革支援事業費補助金を追加した。

総務課長

一般管理費の給料△52万円については、西桂町長の給与の減額に関する条例の一部改正が否決されたので、この△52万円につきましては執行できないため、今回の議会の際に補正予算として、再度△52万円を計上していきたい。

(主な委員質疑)

問 公聴広報事業についてYBSにより広報活動をするので多くの町民の方に周知をし効果が上がるように、詳細の概略は。

総務課長

26市町村が既に済んでおり西桂町については、一番最後で今年の10月以降の番組になる。日程は未定で土曜の午後1時30分から2時までの30分間の放送を予定し町の紹介をする。その外にCMとして朝から夜までの間で

30秒間流す。キャッチフレーズは「笑顔が良いね」です。人・風景・名産特産等々・それに関わる説明できる方がいれば30秒間の中でコマージュルをする。

意見

出来るだけ広報を通じて周知を図って下さい。

問 営農指導事業の酒米の関係ですが、生産者組合が活動している事業の詳細は。

産業振興課長

西桂の酒米が1等米になり水田農業改革支援事業費の中で酒造公的米生産拡大支援事業として県から2分の1の補助をいただいた2団体があり、1つは西桂農業生産者組合として5名の方が加入しており、もう一つは三ツ峠農業生産者組合として5名の方が加入されている。面積的には酒米を両組合とも1・5ヘクタール作付けて生産する。それに必要な機械として西桂農業生産者組合としては穀物乾燥機1台、初摺

り機1台、選別計量機1台、198万5千円であり2分の1の99万2千円を補助して頂く。三ツ峠農業生産者組合として初摺り機1台、選別計量機1台、88万6千円であり2分の1の44万3千円の補助をいただき、合わせて143万5千円の補助を県から頂ける事業です。

意見

西桂の酒米生産は良い事業なので町の農業の活性化につなげていただきたい。

問 地域自殺対策緊急強化事業費補助金について、どの様な事業を行うのか。

福祉保健課長

9万円については県から100%補助を頂けるため、当初の町の持ち出し事業を更正した。

地域自殺対策緊急強化事業については鬱病予防の研修会として2万2千円、内、講師謝礼として2万円、その他消耗品2千円、啓発事業として命の学習講演会として講師謝礼6万円、女性への健康手帳の配布として8千円

など合わせて9万円の予算が当初から計上されていたが、県から100%自殺対策として補助金をいただけることになったので、町の持ち出し事業ではなく県の100%事業になった。

意見

是非、講演や研修を通して自殺対策に努めて下さい。

平成24年度西桂町国民健康保険特別会計補正予算第1号について

(委員会審査結果)

本件は、妥当と認められ、補正予算については可決すべきものと決定した。

(町長提案理由)

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ712万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億7千963万8千円とするものです。

補正の内容ですが、歳入においては、国保税率の改正に伴う、一般被保険者及び退職被保険者分の現年度課税分の増額、療養給付費等交付金の財源補正をした。

歳出は、保険給付費の医療費増加による補正を行う。

問 医療給付費分現年課税分△16万9千円となっているが、当初から条例改正する前の段階で既に7%アップしておいたために、この部分だけ減額をしたのか。

税務住民課長

ご指摘のとおり当初から7%アップしていたために、この部分だけ減額となった。

石田町長
からの報告

国際交流の推進を



環太平洋学生キャンプホームステイ

学校教育の推進

中国桂林市靈川県との友好都市締結から6年目を迎える。

本年度は8月5日から10日までの日程で、中学生を含めた靈川県友好代表団を招聘した。

また、環太平洋学生キャンプの一行12名は、8月7日から10日まで3泊4日の日程で西桂町でホームステイをし、西桂町の家庭体験をしたり、保育所・小・中学生と交流活動を行った。

教職員住宅の耐震診断を行った結果、強度不足・倒壊の恐れありと判定されたので入居教職員については教育委員会より退去を要請し、4月中に全入居者が退去をした。

今後は、教職員住宅の建て替え等を行い、国中地方より赴任される教職員の住居確保に対する必要な措置を講じる。

道路交通網・公共交通体系の確立

県の事業として実施している県道富士吉田西桂線の整備事業については、5月16日に倉見の第2工区の地元説明会が倉見公民館で行われた。

地権者及び地域の方々約40名の参加により、県から内容説明が行われた。

今後、現地調査を行い、土地及び家屋移転等の調査を行い事業の実施を行うとのこと。

また、小沼の第2工区的设计も行われ、地元説明会が近々行われるとの

ことです。

観光の振興

三ツ峠に再び賑わいを取り戻すための施策を継続的に展開するため、町と商工会・富士急行株式会社との間で平成22年に設立された「三ツ峠活性化会議」の春の事業として、5月1日から31日まで人気のあるクマガイ草見学を兼ねたツアーを旅行会社にて照会したところ、11団体564人の見学者があつた。

また、クマガイ草の一般公開が新聞、テレビ等に取り上げられ県内外より911人の見学者があり、5月31日までの合計で延べ1,475人の方々が訪れた。

今後もクマガイ草を以

前のような群生地に復元させ、町の観光振興を図っていく。

また、町民の皆様が植樹していただいた三ツ峠の千本桜が、植樹より13年経過し見頃となっている。

平成24年度の「さくら祭り」を4月22日に実施し、天候不順にも係わらず約800人の方々が訪れ盛会裏に実施できた。

さくら祭りを計画された実行委員の皆様や三ツ峠グリーンセンターをはじめとする関係者の皆様のご努力に感謝する。

町民参加とまちづくり

本年、9月15日に町制施行60周年の節目を迎えるにあたり、西桂町が歩んできた歴史を振り返り、先人たちの業績に感謝するとともに、西桂町が未来に向ってさらなる飛躍を遂げる契機となることを目的に、9月に記念式典を実施する予定で現在、準備を進めている。





一般質問のその後 あの質問はどうなったずら

平成22年3月定例会

質問

三ツ峠登山道路 の整備は

現在、三ツ峠登山道の整備は、県の自然歩道等管理委託として、当町への交付金をいただき、だるま石から先の登山道整備を行っているという。所信表明では緊急雇用創出事業を活用して、事業を推進するとの考えが示された。

登山道整備は、多くの事業費のかかる工事は直接、県で行うか、同時に委託金の増額や補助金等、県に要望し、県とともに三ツ峠の自然景観を守りながら、登山道の整備を進めていくのが、これからの課題ではないかと考える。

町の活性化につながる三ツ峠登山道整備について、お考えを伺う。

答弁

100%県補助 により取り組む

三ツ峠は現在だるま石手前までの町有地を含む登山道の整備については舗装工事や登山道沿いの「町民憩いの森」の整備及び「さくら公園」の整備などを行い、公衆用トイレの設置2ヶ所や千本桜の植栽などの整備を完了し、例年草刈り等の管理を行っている。

しかし、だるま石から山頂にかけては富士箱根伊豆国立公園に指定されている上、県有地のため、町による登山道整備はできず、その対策に苦慮してきたが、平成22年度に山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を利用導入し、800万円の100%補助で雇用の創出と安全で安心、楽しく登れる登山道整備に向け取り組んでいく。

現状

整備された 三ツ峠登山道

三ツ峠登山道整備は、平成22年度に山梨県緊急雇用創出事業臨時特例基金100%補助を頂き登山道整備を図った。

また、23年度も同補助金を導入し、登山道整備を予定したが、三ツ峠のほとんどが国立公園並びに県有林であり、登山道の整備計画を国の環境省と県の林務環境部に協議した結果、自然公園法等の規制により整備が難しい状況となった。

このことから現在では、毎年県より交付される補助金を活用し登山道の下草刈り等を実施している。

しかし、三ツ峠は、町の活性化に欠かすことのできない財産なので、これからも美しい三ツ峠の自然景観を守っていくよう国・県に要望していく。



瀧口幸男 議員

への今後の取り組み

問

親に代わる子育て支援は

答

ファミリーサポート事業の検討

問

ある住民の方からの意見だが、保育所でインフルエンザや水痘瘡等の伝染病により通所が出来ない状況において、身寄りもなく共稼ぎ世帯であった場合等、会社を休めないで困っていた場合に、子育て支援センターなどにより、親に代わって子どもを病院へ連れて行っていたけるような子育て支援事業を考えてるか、更に、少子化問題と子育て支援への今後の取り組みについては。

町長

「親に代わって子どもを病院へ連れて行く様な子育て支援事業」への取り組みについて、

次世代育成支援対策推進法では、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識が示されている。

突発的に生じる病児の様子は様々だが、保護者の責務、事業所における雇用環境の整備、地域及び行政が果たす役割というそれぞれの立場による視点を踏まえて、そのような事業が、町として提供できる事業であるか否かを今後適切に判断すべきものと考えている。

少子化問題と子育て支援への今後の取り組みについては、次世代育成支援対策推進法のもと、町

設以来、順調にその機能を果たしており、0歳児から1歳児の保護者からの育児相談を始め、ベビーマッサージ事業等を展開するなか、平成23年度実績では延べ1,731人も多くの方のご利用をいただいた。

今後も子育て中の家庭支援の核として子育て支援センターの充実を図りたいと考えている。

また、西桂保育所においては、施設改修と保育士のまじめな取り組みに支えられ、日々良質な保育が行われている。

その一つに延長保育があり、朝7時30分から夜7時まで実施している。

この時間設定は他の施設に比べて長く、働く保護者からは好評を得ており、町外の方からも西桂保育所を希望する要因であるため、維持していく。

保育所の受け入れは、近年の出生率の低下にもかかわらず0歳児の入所

が増加傾向にある。

この未満児の受け入れは保育士の配置において人的増加を要する場合が多く、町としても負担が多いわけだが、子育て家庭を支援するため、保護者の希望に沿うよう対応したいと考えている。

なお、今後の課題として、地域において育児等の援助を受けた人を行いたい人が会員となり、育児等について助け合う会員組織であるファミリーサポート事業についても検討を要するものと考えている。

今後も保健・福祉・教育等の様々な分野において、西桂町次世代育成支援行動計画後期版に基づき、住民ニーズに沿った各種の子育て支援事業の展開に努めていきたい。

再質問

町長がマニフェストの中で子育て支援を最重点に取り上げ、町民と約束してきたが町

少子化問題と子育て支援

長独自のマニフェストの政策の詳細は。

町長 私は、選挙時の主張の中で、子育て、教育、人作りのためのより良い環境を目指すしてきました。

実績や今後の取り組みだが、英語に触れる機会の創出は、平成23年度には保育所に英語の絵本を配備し、寄付いただいた英語リスニングカード機器とともに園児に英語に触れる機会を創出した。

平成24年度は、中学校の外国人英語助手により、保育所では外国人英語助手のフリーの時間帯に園児と触れあう機会を計画し、児童館のイベントにおいても外国人英語助手の参加により英語に触れる機会を計画した。

また、平成23年度、児童館では、子育て支援の関係者の協力をいただき、童謡コンサート事業や積み木で遊ぶ事業を行った。

施設面では、平成23年度にランランランドの遊具を全面的にリニューアルし、平成24年度は保育所のフェンス、平成25年度に保育所のアスレチック遊具の整備を計画している。

文部科学省の新学習指導要領の重点を踏まえ、町としては、小・中学校教育において、日本文化に触れ、その良さを再認識し、文化を継承する中で、日本人としての自覚や誇りを持たせること、キャリア教育を推進し、将来の職業観を育て、社会に貢献できる子ども達に育成に取り組んでいくこと、グローバル社会で活躍できる人間を育てる観点から、英語教育に力点を置き、英語に親しみ、興味を抱き、積極的に英語に向きあえる児童生徒の育成を目指すとともに、外国人英語助手を活用しながら、小・中9年間を通じた繋がりを持ち、

英語で自己表現・自己主張の出来る人材育成に努める。

さらに、海外の若者とふれあう機会として、中学生に対し中国桂林市と

の交流を進め、環太平洋学生キャンプホームステイ実行委員会を支援する。



要望の多い未満児組（つぼみ園）



渡邊真弓 議員

の可能性を指摘

問

大規模災害に備え、富士北麓地域との連携は

答

危機管理意識を高め、初動体制の見直しとマニュアルの整備

問

富士山噴火は3年以上に噴火が起きてしまいう可能性はかなり高いと大学の教授が指摘している。

町民の安全確保の為にライフラインの整備について今後の対応は。

町長

水道については、高区配水地では、震度5弱以上の揺れと過流量を同時に感知すると、遮断弁が自動的に作動し、地下からの水の汲み上げと、町内への給水を遮断する機能を有している。

高区配水池が満水状態であれば、12時間の供給が確保でき、タンク内に残った水を給水車などで

配付する。また、町内飲料水事業者との災害時における飲料水の優先的な提供についての協定を検討している。

町内の橋梁は耐震化が進み、全ての橋が一度の地震ですべて崩れるということは無いと考えている。

国道139号については地域防災計画の緊急輸送路に指定されている。

平成22年度から整備した防災行政無線移動局の使用により、災害発生現場や避難所・災害対策本部と情報のやりとりが出来る体制となっている。指定避難所の5施設では、N T Tの災害時用の

特設公衆電話の整備を行ったので、電話を受けることは出来ないが、発信し、災害伝言ダイヤル171への録音や、通話する事が可能になっている。

今年度は、公共施設に緊急地震速報システムを導入した。

問

災害対策本部と町職員との体制及び、危機管理に対するアフターフォローは。

町長

災害対策基本法及び地域防災計画に基づき、震度6弱以上の地震が発生した時や、噴火警報（噴火警戒レベル4）が発表された時は、災害対

策本部が設置される。

西桂町地域防災計画の配備基準により、第1配備から第3配備まで災害などの規模により配備の要領などが示されている。

昨年3月の震災や台風12号、15号などを教訓に、職員の危機管理意識を高め、初動体制の見直しや各種マニュアルの整備の検討、避難勧告基準の策定検討などを行っている。

また、富士山噴火や大規模災害に備え、環富士山火山防災連絡会や富士北麓の1市2町3村と身延町で構成される富士山火山防災協議会において、今年度、広域避難に関する検討を行い、富士東部地域防災会議では、富士・東部地域アクションプランとして、地域防災力の強化に向けて災害時要援護者への災害関連情報の伝達や避難誘導が迅速に行われる体制整備を図ることについて検討会を開催する予定である。

問

想定される特定災害に対する訓練は。

町長

全ての災害に共通するのは、迅速な情報の伝達で、国、県、気象台などからの情報は、電話、FAX、エムネットなどを媒介し伝達される。

情報伝達訓練は、気象庁から訓練のFAX送信が定期的に行われている他、エムネットの受信も国、県、気象庁の主導により定期的に行っており、地震発生の初動体制についての図上訓練を行い、今年度は、避難所の運営や、庁舎停電を想定した発電機の繋ぎ込みの訓練なども検討し、特に各地域の自主防災組織の強化と、住民の方々一人一人が、災害に対する意識を高めることができるような訓練ができればと考えている。

富士山は3年以内に噴火

問 備蓄品の確保とそれに対する予算措置及び今後の対応は。

町長 避難所のマットや、仕切り板、災害用トイレなどの備蓄の充実を図っていきたいと考えている。

食料は、保存期間が5年の物が多く、期限到達により廃棄しなければならぬなどの問題もある。現在の備蓄状況は、飲料水は1,662本、アルファ米300食、乾パン384食であり、本年度はアルファ米900食を新たに備蓄する予定となっており、合わせると1,584食となり、「山梨県東海地震被害想定調査報告書」での当町の食料需要量1,632食と比較し若干不足する数量となるので、今後も計画的に購入し、食料備蓄の充実を図り、廃棄期限の近づいた保存食は防災訓練の際に、使用するなど有効な

問 各組織や他市町村との連携は。

町長 自主防災組織は災害発生時の総合的な活動、消防団は火災の鎮圧、救助活動、民生委員は要援護者の支援など様々な組織の方に、災害時協力をお願いすることになり、訓練などにより、連携の確認などを行っていると考えている。

環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定、富士北麓災害時の相互応援に関する協定の相互応援に関する協定、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書などにより連携を図っている。

問 ハザードマップの作成と活用方法は。

町長 平成18年3月に富士北麓の1市2町3村

と身延町で構成される富士山火山防災協議会にて「富士山火山防災避難マップ」を作成し、全戸配付を行い、火山噴火に対する啓発を行った。

気象庁が今まで3段階で提供してきた火山活動度レベルに代わり平成19年12月に5段階で区別する噴火警戒レベルの提供を始め、「富士山火山防災避難マップ」も平成21年3月に富士山火山防災協議会にて修正を行い、富士山火山防災協議会のホームページからダウンロードし、閲覧することが出来る。

当町は今年度、土砂災害ハザードマップを作成し、該当地域の世帯を中心に配付を行う予定。

問 災害対策マニュアルの作成とそれに対する予算は。

町長 災害の種類や状況に応じたマニュアルが

必要であるため、専門的な知識、多角度、多視点からの検討検証が必要であり、各担当課において国、県などから提供される指針などを参考に作成するが、専門の業者に依頼し現状に則したマニュアルの作成を行いたいと考えている。

今後も住民に対して、災害発生時において、まずは身の安全の確保など、家庭等における初期対応、また、地震などの大規模災害に対する備えとして、木造家屋の耐震化対策や家具の転倒防止策などの必要な情報を、広報等を通じて提供していく。



中学校体育館に併設された非常用品倉庫

道義的責任は当然

【調査経緯】

- ① 平成24年4月5日に町長に提出した質問書に対する回答書を受け取る。
- ② 4月18日委員会開催
- ③ 5月16日に町長へ質問書の提出をした。
- ④ 6月6日に町長からの回答書を得る。
- ⑤ 6月8日委員会開催。
- ⑥ 6月21日に山梨県警察本部刑事部捜査第2課へ議長及び調査特別副委員長により出向く。
- ⑧ 7月12日委員会開催。

4月18日の主な意見

- ① 町長より、回答をいただいた、「お騒がせしたことに対する謝罪の意味で、町長の給与を現在の1割から3割に減額する措置を5ヶ月間行うこととした回答に対しては、丹波山村村長の酒気帯び運転に対する報酬でさえ現在5万円であることを考えると、到底容認できるものではない。従って、6月定例議会等において

町長より給与の減額措置の提案された場合、否決することと決定した。

- ② この調査特別委員会の設置については、違法ではないことを委員会意見として決定した。
- ③ 委員会として先に提出した質問書及び本日出された質問事項を含めて、再度町長に対する質問書を作成し、回答を求めていくこととして決定した。

6月8日の主な意見

- ① 町長より、特別委員会設置自体が、地方自治法第109条第6項に定める特別委員会としての規定に違反すると思われる回答があった。
- この調査特別委員会の設置については、違法ではないことを再確認し委員会意見として決定した。
- ② 町長より捜査が終わったと言うことなので、正副議長と正副委員長で警察に行つて話を伺うこととした。

【参考意見】

- ① 調査権のない議会が、妻一人での判断で贈ったとの、町長の事実発言を無視して、「町長の一般的な事務に対する審査審議及び調査研究等を行うことが主な目的である。」調査特別委員会を設置し、法的効力のない辞職勧告決議が可決され道義的責任についてだけに辞職しろとの話であるが、日本人の精神文化として感謝を表す贈り物を贈る行為は自然なことで、これを道義的責任に結び付け、真意を問うとは甚だ遺憾であると思う。

本来なら町長は公金等の不正支出や事業に対して作為的・不当行為等を働いた訳ではないので、法的責任はないが公職選挙違反で町を騒がしたことは自分の責任として、自分を戒め、尚、町長は公務は全うしているので責任を形としてあらわす必要はないが、あえてその方法として月の報酬3割カット5ヶ月間をすべきであると思われる。

調査特別委員会とは一般的な事務に関する審議及び調査研究等を行うことが主の目的であり、特に町の公金を不正支出や事業に対して作為的・不正行為を働いた訳ではない、個人的行為については法により審議の対象外とされているのに、調査特別委員会を設置したのはむしろ、この方が違法であり、警察側では本人の事情聴取も終わり、立件が困難との発表から既に9カ月近く経っているのに、未だに設置されているのはおかしいと思う。

今回の寄付行為の嫌疑により、町政が混乱して停滞し西桂町の信用を著しく失墜させている、また、調査特別委員会で町長は途中退席したこと、議会は法に基づく違法行為であつて、初めて対応又は処分を求めるものであり、また、退席は違法に設置した調査特別委員会であり、町の行政を

混乱し停滞などしておらず、むしろ町民の皆様から議会の発言の中で議会が町政を混乱し停滞させていると言っている。

よつてこのまま調査特別委員会が終息しないならば議員全員の解散を求める。

今回町長の辞職を求める議会側の真意について各町議に聞き取りを行ったところ、何人かの議員が回答しないことを聞いた。

議員は町民の代表として付託されたものであり、一人一人の考えがあるにもかかわらず自分の意見を言わないとはおかしい話であると思う。

- ② 任意団体に対して回答をすることはできない。町長自らの質問であれば答える。ウナギを贈ったという行為は感謝文化の行為であるとの発言に対して、町長は公人として町の行財政の根幹をなす立場なので道義的責任は当然だと思つて反論する。

問題発言を撤回要請

7月12日の主な意見

7月11日には請求代表者を下暮地436番地新田善久氏とした、西桂町議会議散請求書が町の選挙管理委員会へ提出されたことへの委員会の見解は次のとおり。

① 西桂町議会議散請求書に記載された「町民の願いを顧みず政治闘争を継続している。」としている内容は、議会としては政治闘争ではなく町長のウナギ贈答問題に対する

地方公共団体において執行部を監視又はチェックする機能を有する議会としての正当な調査活動であり、言われるような政治闘争を継続しているのではない。

② 「職務怠慢により議会の議事録を長期に渡り作成せず。」とした件について、議会の議事録の作成は議会の自律的権能であり言われる様な職務怠慢は存在しない。

③ 「警察が捜査終了したウナギ贈答問題」とし

ているが、6月21日に山梨県警察本部刑事部捜査第2課へ議長及び調査特別副委員長により出向き確認したところ、「未だに警察の捜査は終わつたとも終わっていないとも公表していない、例え町長本人が来ても回答できない」との回答であつた。

従つて、議会としては捜査が終了了と言う認識は持つておらず、引き続き同問題の調査を特別委員会により継続していく。

この問題は、町長の発言で、「警察の事情聴取は昨年9月20日で終了し、公職選挙法違反の嫌疑は晴れている。」としたことに起因するものであり、直ちに問題発言を撤回することを要請する。

④ 「地方自治法110条に基づく調査特別委員会を設置するもその違法運用を続け」については、町長の発言に起因している。その内容は平成23年12月5日の委員会の無断退席の理由等であり、一貫して以下の事由を繰り

返している。

イ 特別委員会設置自体が地方自治法に違反していること。

ロ この調査特別委員会は西桂町の事務に関する調査ではないと考えていること。

ハ 地方自治法第109条第6項に当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行ふものであり、公職選挙法違反というのは町の事務とは見なすことはできない。

しかし、委員会の決定事項は地方自治法100条の調査の範囲である当該普通地方公共団体の事務については、昭和23年10月12日行政実例のとおりであり違法性はなく、西桂町議会議散請求を行う事由をなしていないと史料する。

この「事務」とは、議案・政治・事務の調査であり、その中の政治調査とは、世論の焦点となっている社会問題、政治問題等の事項の中で、当該地方公共団体の事務との

関連を有している事項の現状を把握し、問題点を調査することである。

従つて、西桂町議会議散請求に記載された、「地方自治法第110条に基づく調査特別委員会を設置するもその違法運用を続け」とした事由は誤りであり、町長の違法とする発言も誤りである。

この件は山梨県町村議会議長会も違法性がないとしている。従つて、ただ単に一町長と町議会の問題ではなく、全国市町村議会に関わる重要な問題であるため、町長は直ちに問題発言を撤回することを要請する。

結果、真実と違う事由による西桂維新の会の議会議散請求書は善良な町民をだまして署名活動を行うことになり容認できない。

だか、町長は、嫌疑はないとしきりに言っているが。

町長の回答

昨年9月20日に事情聴取が終了し、その後警察から何の連絡もないので、弁護士から警察に聞いて頂いた。山梨県警としてはどうなったかとは言えない。何人かの弁護士に聞くと大体立件しない、できないとした判断だった。

そんなことで、公職選挙法違反の嫌疑に関しては晴れているだろうと、言う風に見なしている。

町長への質問

警察の方から捜査が終わっていると言う話があるのか。

町長の回答

話はない。

町長への質問

議長等により県警へ確認したら、まだ捜査は終わっていないと言う回答

みんなの声

西桂町議会では、議会だよりを通じて町議会や町に望むこと、議会だよりを読んだ感想などを募集しています。

皆さんの貴重なご意見・ご感想などを今後の議会活動に反映させていただきますので、積極的なご参加をお願いいたします。

町の人口は

② 4667人です。

うなぎ問題、婦人会の不成立の経緯
柿園地区、火災保険の県下町村
が一番値上げ、ILO会館石油も
の費用の弁済は？色々と工夫された
公報もよんでいて残念でたらない
議会でしょうか今後追求してほしい。

「議会だより」議会だより
を読んで私も
高令者にも活字も大きめで
内容も判りやすく
楽しみに読ませて頂いて
おっます今お昼増々の
ご活躍をお願い致します。

毎朝・夕に小学生の登・下校を見守っている「ボランティア」には、
毎日ほうんとうにご苦労様です。

訪問先
大正琴部
代表 川村久江



大正琴部のみなさんと

〔取材 渡辺 隆・滝口新一朗〕

問 団体名は。
皆さん 大正琴部と言いアンサンブルフリージャ・すいせん・マーガレット・あやめの会の4団体です。

問 代表者のお名前は。
皆さん 川村久江先生です。

問 会員と活動内容は。
川村さん 会員は現在21名で主にYLO会館やふれあいサロン三ツ峠などで練習しています。

主に町民文化祭・県民文化祭などの発表会へ参加しています。

問 行政に望むことは
川村さん 土日のイベント参加の際、町の福祉バスが利用できるようお願いしたい。

問 今後の目標は。
川村さん 国民文化祭への出場と、いきいき福祉センターへのボランティア活動を継続したい。

問 町民に望むことは。
川村さん 会員を募集していますので、老若男女を問わず参加をお待ちしています。



みなさんの参加をお待ちしています



国民文化祭目指して練習に励む



**次の定例会は9月です。
傍聴してみませんか。**

議会だよりや議会全般、町行政についてのご質問・ご意見・ご感想をお待ちしています。寄せられましたご質問・ご意見等には議会広報編集委員が責任を持ってお答えいたしますので、下記までお寄せください。

〒403-0022 西桂町議会広報編集委員会
TEL 0555-25-2121 FAX 0555-20-2015
E-Mail gikai@town.nishikatsura.yamanashi.jp





霊川県友好訪日団が町にきました

プレゼントクイズ

クイズ正解者のうち抽選で10名の方に、町の特産品をプレゼントします。

問題：環太平洋学生キャンプの一行は何名来たでしょう？

- 答え ① 10名
② 11名
③ 12名



ヒント：4ページ

応募方法：①～③の答えの数字と住所、氏名、電話番号、議会だよりを読んだご意見感想を書いて、はがき、FAX、E-Mailにてご応募ください。

締切は9月11日（当日消印有効）です。当選者の発表は発送をもって代えさせていただきます。

〒403-0022 西桂町小沼1501-1

西桂町議会広報編集委員会

TEL 0555-25-2121 FAX 0555-20-2015

E-Mail gikai@town.nishikatsura.yamanashi.jp

写真募集中 採用された方には記念品を贈呈



保育所児童によるじゃがいもほり（教育ファーム）



富士山クリーン作戦による桜公園内の清掃活動

編集委員長	前田 親保
副委員長	渡辺 隆
委員	鈴木 孝子
委員	佐藤 勝男
委員	滝口新一郎

さて、国会では原発問題を始め消費税増税、米軍のオスプレイ輸送機搬入、尖閣諸島問題等々の問題が山積しています。一日も早い政治経済の安定を願います。

これからも、尚一層のご支援をお願いし皆様により親しまれる広報になるよう努力して参ります。

（滝口新一郎）

今年、活発な梅雨前線の影響で九州地方を襲った豪雨災害は各地で甚大な被害が発生しました。一日も早い復興を願っているところです。

また、面白い話題としてはロンドン五輪のレスリング男子66キロ級で、富士吉田市出身の米満達弘選手が金メダルを獲得し、夏の五輪個人競技で県勢金メダリスト誕生は初めてとなりました。

